

リスク管理の基本方針

共済事業等の健全かつ適切な運営及び共済契約募集の公正を確保し、利用者の保護を図るためには、業務の全てにわたり、法その他の法令等が遵守されることが必要であり、また、少子化の進展など共済事業をとりまく環境に大きな変化が見られる中で、様々なリスクを適切に把握・管理し、内部における運営の管理が適切にかつ実効性をもって行われることが必要である。

リスク管理のための態勢構築は、上記を具現化するために必要であり、ここにリスク管理の基本方針を以下の通り制定する。

当法人が想定するリスクは、次の通り。

[共済引受リスク]

災害の発生率等が共済掛金の設定時の予測に反して変動することにより、当法人が損失を被るリスク。

[資産運用リスク]

金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動等により、保有する資産の価値が変動し当法人が損失を被るリスク。

[事務リスク]

当法人の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当法人が損失を被るリスク。

[システムリスク]

コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等、コンピュータの不正使用等に伴い当法人が損失を被るリスク。

[資金繰りリスク]

予期せぬ資金の流出により、資金の確保に支障をきたし、資金繰りがつかなくなるリスク。

上記リスクに対する、リスク管理の基本方針は、次のとおりである。

- 1 理事会は、リスク管理を軽視することが共済事業の運営に重大な影響を与えることを十分に認識し、リスク管理を重視するものとする。
- 2 リスク管理を統括する理事は、リスクの所在及びリスクの種類の見定め・管理等の手法について理解し、定期的に理事会にリスクの状況を報告するものとする。
- 3 理事会は、リスク管理の方針を定め、役職員等に周知するものとする。又、定期的に又は必要に応じ随時リスク管理の方針を見直すこととする。
- 4 理事会は、リスク管理担当理事にその業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切に配置し、業務の遂行に必要な権限を与えるものとする。
- 5 理事会は、共済事業の運営に際し、内在する各種リスクに関する諸問題について検証するものとする。

- 6 事務局に各リスクを管理するために必要な人材を配置し、事務局長を通じて、リスク管理を担当する理事がこれを統括することで、リスクを未然に防止する仕組みを整備するものとする。
- 7 理事会は、資産と負債の両側面について詳細なリスクの把握に努め、それを総合的に管理するための仕組みを整備するものとする。

(改廃)

この方針の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この方針は、平成30年4月1日から適用する。